一般廃棄物処理実施計画

1　目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成４年９月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2　計画期間

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

3　ごみ処理実施計画

(1)　処理計画量（単位：トン）

総排出量	家庭系	事業系	計
ごみ量	575,100	301,200	876,300
焼却量	575,000	298,000	873,000
直接埋立量	100	3,200	3,300
資源化量	268,400	57,400	325,800
計	843,500	358,600	1,202,100

最終処分量	
焼却灰量	128,200
直接埋立量	3,300
計	131,500

(2)　重点事業

ごみの減量傾向が鈍化する中、生ごみの削減は重要な課題であり、特に生ごみの約４割を占める食品ロスの削減に向け、様々な視点から広報啓発を行い、消費者・事業者の行動変化につなげる取組を進める。

ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、競技会場周辺や観光地などにおける清掃活動・美化活動を行うとともに、屋外喫煙対策や公衆トイレの改修などを進める。

超高齢社会が進み人口減少が迫る中、福祉や防災などへのニーズは高まっており、福祉的支援が必要な家庭への対応、粗大ごみの搬入などへの利便性向上、災害廃棄物対策のほか、水銀・ＰＣＢなどの有害物質の回収・適正処理を進める。

焼却工場の長寿命化対策や新工場の整備などインフラの充実強化をはじめ、収集事務所等では省エネルギー化を視野に入れた設備更新などを進める。

開発途上国などの廃棄物課題等に対応するため、Ｙ－ＰＯＲＴ事業を軸に関係機関と連携しながら国際技術協力を進める。さらに、公民連携によるビジネス展開を進めていくための市内

企業との情報・意見交換や、海外からの視察・研修の受入れなどに取り組む。また、ＡＩやＩｏＴなどの活用による効率化・市民サービス向上・施設維持管理等への活用を検討する。

(3)　主な取組

ア　３Ｒの推進

(ｱ)　ヨコハマ３Ｒ夢プランの普及啓発

循環型社会の実現を目指し、ヨコハマ３Ｒ夢プランの普及啓発を進めるとともに、市民・事業者と連携した廃棄物のリデュース（発生抑制）の取組や環境学習を推進する。

ａ　食品ロス削減に向けた取組の推進

・「食」の大切さの理解と具体的な行動につなげるため、環境、食育、地産池消、健康づくり、飢餓、貧困など様々な点から広報啓発を行う。

・食品ロスを出さないライフスタイル等を呼びかけ、消費者・事業者の行動につなげるとともに、食品ロス削減を着実に進めるため、指標等による進行管理を行う。

・企業・団体等と連携した「食」を考えるシンポジウムの開催、家庭で実践的に役立つ講習会等を開催し、食品ロス削減を働きかける。

・食品ロス削減と社会貢献につながるフードバンク、フードドライブ活動の普及に向け、福祉部門と検討を進め、自治会町内会など地域コミュニティでの活動等を試行実施する。

・飲食店等を対象とした「食べきり協力店」事業の認知度向上に努めるとともに、登録店舗の増加に向け新たなブランド化を図る。

・食品廃棄物の発生抑制等について、他の模範となる事業者の表彰を行う。

・事業者への立ち入り調査や研修会等、様々な機会をとらえ食品廃棄物削減の働きかけを行う。

ｂ　ごみ・環境情報の積極的な提供

・市民・事業者の３Ｒ行動を更に進めるため、取組の必要性や成果などの情報を分かりやすく提供する。

ｃ　発生抑制等の推進

・「リデュース（発生抑制）」を中心とした取組を進め、マイバッグやマイボトル等の利用を促進し、レジ袋や使い捨て容器の削減を推進する。

・市民・事業者に向け様々なＰＲツールを活用し、効果的な広報・啓発を行う。

d　３Ｒ夢環境学習推進事業

・将来を担う子どもたちに、環境問題への関心と理解を深めてもらえるよう、副読本の配付、工場見学による啓発や収集事務所による出前教室を実施する。

・ヨコハマ３Ｒ夢プランを楽しく学べる多様なメニューを用意し、家庭での自主的な３Ｒ行動につなげる。

(ｲ)　家庭系対策

家庭ごみの減量・リサイクルを推進する。

a　分別・リサイクルの更なる取組

・分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導を実施する。

・未分別の多い品目（古紙やプラスチック製容器包装）について、更なる分別の徹底を図る。

・分別ルールが守られていない集合住宅について、家主・管理会社などに対し、改善の取組を要請することで、分別の更なる徹底・定着を図る。

・公民連携により開発したＡＩ活用のチャットボット「イーオのごみ分別案内」を本格実施し、本市からの情報発信など、利便性や市民サービスの向上に取り組む。

・多様な資源の回収ルートを確保し、分別排出の利便性を向上させるため、一部の区役所・地区センター、収集事務所、資源回収センターにおいて資源物の回収を行う。

・小型家電は、貴金属などの有用な資源が含まれていることから、積極的な広報、情報発信を進め、公共施設だけでなく、商業施設などの協力のもと、専用の回収ボックスの数を増やしていく。また、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020組織委員会）を活用し、小型家電のイベント回収を行う。

・燃えないごみとして収集されたガラス・陶磁器類の再資源化を行う。

・焼却処分されているせん定枝や葉、草を、民間施設でたい肥や家畜の敷料、木材原料のチップ等にリサイクルする実証実験をモデル地区において実施する。

・集積場所及び資源集団回収場所に出された資源物等を持ち去る行為を防止するため、事業者と連携を図りながら、持ち去り通報の多い地域を中心にパトロール隊による巡回・指導を行う。

・市役所が一事業所として率先垂範して、各区局の排出目標及び状況を公表するなど、積極的にごみ排出の削減に取り組む。

b　資源集団回収の促進

・自治会町内会やマンション管理組合、子ども会等の登録団体が、回収業者と契約を結んで行う自主的な減量・リサイクル活動である資源集団回収を促進するため、登録団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。

c　家庭における生ごみ減量化の推進

・生活の中で発生する生ごみの水切りを推進するとともに、土壌混合法をはじめとした、生ごみの資源化の普及に取り組む。

・生ごみなどを家庭や地域でたい肥化する取組を推進する。また、広報などを通じて様々な生活様式に合わせた取組の提案を実施する。

・３Ｒ夢農園の普及や学校・保育園等での連携した取組に加え、自治会町内会などへの器材の貸出、堆肥を活用した公園や農地等での花や野菜作りを進める。

(ｳ)　事業系対策

事業系ごみの減量・リサイクルを推進する。

a　排出事業者による３Ｒ行動の推進

・大規模事業所への立入調査や商店街、繁華街での訪問調査を行う。

・廃棄物管理責任者講習会や出前講座を開催するなど、排出事業者への啓発を行う。

・事業系廃棄物の発生抑制や分別排出など、積極的に３Ｒ活動を行っている事業所を優良事業所として認定する。

b　分別の徹底と資源化の推進

・焼却工場において搬入物検査を実施し、廃プラスチック類や金属類等の産業廃棄物の不適正搬入を防ぐとともに、シュレッダー紙などの資源化可能な古紙の分別指導を徹底し、事業系ごみの資源化の徹底と適正処理を促進する。

・公園や街路樹などのせん定作業により排出された木くずや、飲食店等から発生する生ごみなどについて、民間リサイクル施設への誘導、資源化を推進する。

・事業系ごみの収集運搬業及び処理施設の許可業者に対して、適正処理を推進するため、立入調査を行うとともに廃棄物関連法令や交通安全などに関する講習会を

開催する。

イ　市民に寄り添ったサービスの提供と効率的な運営

(ｱ)　市民に寄り添ったサービスの提供

市民がごみのことで困らない住みよいまちの実現に向けて、現場で働く職員の力を最大限に活かし、超高齢社会の進展や多様化する市民ニーズへの対応を推進するとともに、街の美化などの取組を進める。

a　ごみ出し等が困難な方への支援

・ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者などに、戸別に収集する「ふれあい収集」を推進する。ごみが出ていない場合などには、声かけ等を行う。また、地域ケアの一環としての取組につなげるため、区福祉部門と情報共有を図る。

・道路が狭いため、収集車両等が進入できず、ごみ集積場所まで距離が遠い地域の皆様と協議し、軽四輪車を活用し、狭あい道路でもごみ集積場所でのごみ収集を行う「狭あい道路収集」の取組を行う。

・一人暮らしの高齢者など、指定の場所まで粗大ごみを持ち出すことが困難な方を対象に、自宅内まで粗大ごみの収集に伺う「粗大ごみ持ち出し収集」を推進する。

・各区の地域特性を踏まえ、外国人従業員、留学生、国際交流ラウンジ利用者等の外国人を対象に、企業や大学、日本語教室等と連携して出前教室を実施する。外国人が多い区ではコミュニティの状況を踏まえ、ボランティア、ＮＰＯ、区役所等と連携し幅広いアプローチで取り組む。

b　いわゆる「ごみ屋敷」対策

・当事者に寄り添った福祉的支援を重視しながら、区役所や健康福祉局と連携し、いわゆる「ごみ屋敷」の解消を進める。

c　集積場所の改善に向けた対策

・集積場所の適切な維持管理や環境改善の取組を推進するため、地域からの問題提起への対応や、要望が多い貸し出し用ネットボックスを拡充するとともに、優良表彰制度を引き続き実施する。

d　クリーンタウン横浜の推進

・横浜駅周辺について、歩道部分の清掃回数や定期清掃範囲を拡充するとともに、夜間の「喫煙マナー・美化啓発パトロール」を実施する。また、中華街では地元

住民等と連携し、集積場所の改善対策の検証・検討を進める。

・駅周辺における分煙環境づくりについて、新たに二俣川駅周辺を喫煙禁止地区に指定するほか、仲木戸駅周辺の喫煙所再整備を進める。そのほか、平成29年度末に喫煙禁止地区に指定した戸塚駅周辺地区の吸い殻のポイ捨て状況調査を行う。

・駅周辺などの清掃活動や美化活動に取り組む企業・団体を支援するとともに、イベントを通じたごみ拾い活動が今まで以上に広がるよう、ＳＮＳ活用などの取組を進める。

・ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、屋外喫煙対策やごみのポイ捨て対策、喫煙所や公衆トイレなどの公共施設の分かりやすい案内表示などの取組を広げ、ＰＲに力を入れていく。

・競技会場への来場者が適切にごみ分別ができるような表示案内や、分別方法の掲示、美化活動などについて大会関係機関と連携して検討を進める。

e　不法投棄防止対策の推進

・不法投棄を防止するため、看板等による啓発や、夜間監視パトロールなどを実施する。

・不法投棄された廃家電等の早期撤去及びリサイクル処理により、生活環境の保全及び環境美化の推進を図る。

・「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の廃物認定を実施するとともに、認定前の一時移動など、迅速な撤去・処理を行い、発生を防止する。

f　水銀含有製品の回収に向けた取組

・家庭での水銀体温計や血圧計など、身近な公共施設や薬局等での拠点回収を、30年６月末まで期間を延長して行い、より多くの不要な対象製品を回収する。

・焼却工場では、水銀を含む製品が混入した場合に備え、活性炭噴霧などの対策を行う。

(ｲ)　効率的な運営

家庭ごみを収集・運搬し、適正に処理するとともに、効率的・効果的な運営に努める。

a　家庭ごみ収集運搬業務

・燃やすごみ等は市が収集・運搬し、プラスチック製容

器包装と缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務については、委託により実施する。

b　中継輸送業務

・燃やすごみ収集運搬業務の効率化と焼却工場の安定稼動を図るため、市内４か所（神奈川、保土ケ谷、戸塚、神明台）に設置している中継施設について、管理運営及び運搬業務を委託により実施する。

c　粗大ごみ受付・収集運搬業務

・粗大ごみの受付業務及び収集運搬業務について、委託により実施する。

・粗大ごみの自己搬入について、市内４か所（鶴見資源化センター、港南ストックヤード、長坂谷ストックヤード、神明台ストックヤード）で受け入れる。

・再利用できる粗大ごみについて、収集事務所や焼却工場、イベントなどの場を活用して、市民に無償で提供する。

・市民ニーズの高い粗大ごみの排出について、市民が利用しやすいものとなるよう、受付センターの再整備やインターネット受付の見直し、自己搬入拡大への検討を進める。

d　神明台処分地管理業務

・神明台処分地の管理を委託により実施する。

e　管路収集事業の廃止

・みなとみらい２１地区における廃棄物管路収集事業について、29年度末に事業を終了することから、集じん設備の撤去工事等を実施する。

ウ　適正で安定的なごみ処理の推進

(ｱ)　収集運搬業務

家庭系ごみを安全で円滑に収集・運搬し、適正に処理する。

a　収集事務所等の運営・管理

・収集事務所等の運営、維持管理等を円滑に行うとともに、空調・ＬＥＤ化などの設備更新、トイレ・内装改修、女性の働きやすい環境づくりなどリフォーム事業を計画的に進める。

b　収集車両の維持管理

・安定的な収集運搬業務を実施するため、収集車両の保全や燃料の調達等を行うとともに、車両の更新を行う。

(ｲ)　リサイクル施設の運営管理等

リサイクル関連施設の運営管理やリサイクル処理を委託により実施する。

a　缶・びん・ペットボトルのリサイクル

・分別収集した缶・びん・ペットボトルを市内4か所の選別施設（鶴見、金沢、緑、戸塚）で品目別に選別し、さらに缶は材質別、びんは色別に選別する。

・選別した資源物は、売却、指定法人への引き渡し又は資源化委託を行う。

b　プラスチック製容器包装のリサイクル

・分別収集したプラスチック製容器包装を、市内3か所の中間処理施設（民間施設）で異物を除去して圧縮・梱包を行った上で、指定法人への引き渡し又は資源化委託を行う。

・中間処理施設から離れた地域で収集したプラスチック製容器包装について、運搬業務の効率化を図るため、ストックヤードを使用した積替運搬を行う。

c　その他資源物のリサイクル

・分別収集した資源物の売却や資源化委託を実施する。

・リサイクル施設に赴き、処理工程の確認や書類の提出などにより、市民が分別した資源物が確実にリサイクルされていることを確認する。

(ｳ)　焼却工場の運営管理等

焼却工場の安心・安全な運営を行うとともに、安定稼働に向けた適切な保全を図る。

a　焼却工場の適切な運営とエネルギーの有効活用

・電力使用量の削減による環境負荷の低減や、薬品等の経費削減を図るなど、工場の適正な運営に努める。

・一時休止している保土ケ谷工場について、中継施設としても活用する。

・金沢工場等で発電した電力の一部を電力負荷のピークカットとして株式会社横浜シーサイドラインに送る（自己託送）。

b　焼却工場の保全

・焼却炉などの主要設備の更新により、再整備の時期を延伸させライフサイクルコストの低減につながる長寿命化対策工事を進める。30年度からは鶴見工場に着手する。

・旭工場のバグフィルターのろ布の交換を行う。

・金沢工場のバグフィルターのろ布の交換及び脱硝反応塔の触媒の交換を行う。

・焼却炉耐火物やボイラーなどの適切な補修等を実施し、焼却工場の安定稼働を継続する。

c　工場における放射線測定

・焼却工場の焼却灰の放射性セシウムの測定などを定期的に行い、結果をホームページ等に公表する。

d　工場における環境保全調査

・焼却工場の適正な運営管理のため、環境法令等に基づき、排ガスや排水、焼却灰、土壌、汚泥等中の有害物質の調査を行う。

e　焼却工場の再整備に向けた検討

・市内の焼却工場の老朽化が進む中、ごみ処理を持続的、安定的に行うためには新たな工場の整備が必要となる。将来のごみ量を踏まえた施設規模、導入する機能、整備の事業手法、周辺環境と調和した環境整備などの整備計画策定に向けた検討を行う。

f　事業系ごみ24時間受入

・事業系ごみ24時間搬入は、事業者の利便性を向上させ、迅速な収集が可能となり、街の美化にもつながる。このため、金沢工場の受け入れシステム等を改造し、金沢工場にて24時間受入を30年度末から開始する。当面は試行として対策の検討を実施しながら進める。

(ｴ)　最終処分場の運営管理等

南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場を円滑に運営し、廃棄物を適正に処理する。また、埋立てが終了した処分地の適正な維持管理を行う。

a　南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場

・市内の家庭や事業者から排出される廃棄物の埋立てを適正かつ円滑に行うため、南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場及び排水処理施設の運営・管理を行う。

・南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場を50年程度運用するため、ごみの減量化に取り組むとともに焼却灰の資源化を行う。

b　南本牧廃棄物最終処分場（第２ブロック）

・埋立終了後の適正な維持管理を行う。また、港湾機能強化につなげるため、早期土地活用の実現に向けた最終覆土等の工事を行う。

c　最終処分場（南本牧）における放射線対策

・処分場内水の放射性物質濃度の上昇時に備え、排水処理施設のセシウム除去工程をいつでも稼働できるよう、準備体制を継続する。

・最終処分場排水処理施設への流入水や放流水、周辺海水等について、定期的に放射性セシウムの測定を行い、結果をホームページ等に公表する。

d　神明台処分地等の運営・管理

・神明台処分地の管理を委託により行う。（再掲）

・神明台処分地の今後の計画的な土地利用を見据え、地盤状況の調査や測量等を実施する。

・旧処分地（長坂谷等７か所）の管理を行う。

・排水処理施設を適正に維持管理することで、放流水の水質を適正に管理し、放流先河川等の汚濁の防止及び環境の保全を図る。

・新橋処分地のＰＣＢ対策について、周辺環境への影響と将来見通しなどを踏まえた対応策を検討する。

e　処分地環境保全調査

・神明台処分地及び南本牧最終処分場の大気、土壌、水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を行う。

(ｵ)　災害時のごみ処理対策と体制づくり

a　災害廃棄物処理計画の策定

・災害廃棄物処理計画案について、市民意見募集を行い、本計画として取りまとめを行う。また、市民の理解を広めるため、地域防災拠点運営委員会連絡協議会などの場を通じた広報などを実施する。

b　処理体制の強化

・初動体制強化に向け、方面本部ごとの訓練、事業者との合同防災情報伝達訓練などを行うとともに、職員の意識向上のための防災研修などを実施する。

(ｶ)　積極的な財源確保に向けた取組

・国庫補助対象の拡充に向けた国への働きかけに加え、回収した資源物の売払い収入や工場で発電する電力の売払い収入などを引き続き確保する。

・旧港南工場をはじめとした廃止施設の有効利用や土地の売却などに取り組むほか、将来的に必要となる財源や負担のあり方について検討を進める。

(ｷ)　ＩｏＴやＡＩの活用

・焼却工場の稼働状況の管理や、それに伴う搬入車両との調整など、ＩｏＴの導入に向けた課題整理や実証実験などについて検討する。

・エリアごとのごみの排出量、組成分析、公民の収集車両の運行実績、工場の焼却実績など多岐に渡るデータを積

極的に公表し、公民連携での活用の視点からデータ整理のあり方について検討する。

・関係局とともに、プラットフォームなどを通じて、廃棄物に関する民間からの提案を求め協議を進める。

(ｹ) 一般廃棄物収集運搬業の許可について（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり）

・現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。（本市処理施設に搬入しない場合又は、取扱廃棄物が車道清掃に伴い収集するごみの場合は、許可を行う。）

エ 廃棄物分野における国際協力の推進

・Ｙ－ＰＯＲＴ事業として、ベトナム・ダナン市での「ＪＩＣＡ草の根技術協力事業」による分別促進に向けた取組及びフィリピン・セブでのごみ収集の仕組みづくりを支援するため、現地自治体との協議に向けた準備を進める。

・環境省、ＪＩＣＡ、本市及びアフリカ諸国・諸都市等で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム」について、研修生の受入れなどを行い、第７回アフリカ開発会議での盛り上げにつなげる。

・廃棄物技術・ノウハウを有する市内の事業者が連携した取組みにつなげられるような廃棄物分野での公民連携プラットフォームづくりを進める。

・焼却工場などの施設での多言語による案内など、国際研修機能の充実に向けた環境整備や、国際人材の育成などの体制づくりを進める。また、国際会議への参加や関連イベントの実施などに取り組む。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(ｱ) 家庭ごみ

ａ 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	分別の区分		排出方法		収集運搬方法
		説明			
1	燃やすごみ	この表の２から７までの項、８項及び３(4)イ	集積場所ごと	透明又は半透明の袋（以下「半	週２回、集積

		(ア) a (b) 古紙及び古布に属さないもの（３(4)ウ横浜市が収集しないごみを除く。）	に指定された日の朝８時まで排出（※１）（※２）	透明の袋」という。）又はふた付きの容器で排出	場所に集積して収集（燃やすごみの日に収集（※１）
2	燃えないごみ	ガラス製品、陶磁器製品、その他焼却しないもの（この表の６項及び８項に該当するものを除く。）及び蛍光灯、電球。		購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出	
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）		中身を出し切り、半透明の袋で排出	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池及びリチウム電池		半透明の袋で排出	
5	プラスチック製容器包装（※３）	商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（この表の６項のペットボトルに該当するものを除く。）であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する		中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、中身がはっきりと確認できる半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週１回、集積場所に収集（プラスチック製容器包装の日に収集（※１）

		容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のため容器への接着等が該当し、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装			
6	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品（飲み薬を含む。以下「飲食品」という。）が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの	ふたをはずし（缶はふたが本体と分離した場合に限る。プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装として、金属製のふたは小さな金属類として排出）、中をすすいで、半透明の袋又はふた付きの容器に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出、缶・びんはつぶさずに排出、ペットボトルについては、ラベルをはずし（プラスチック製のラベルは、プラスチック製容器包装として排出）、つぶして排出	週1回、集積場所に収集（缶・びん・ペットボトルの日に収集）（※1）
7	小さな	主として金属でできて	袋に入れずに排		

	金属類	いるもの（以下「金属製」という。）で、一辺が30センチメートル未満のもの及びかさの骨（この表の３項及び６項に該当するものを除く。）		出（ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出）	
8	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が30センチメートル以上のもの（かさの骨を除く。）及び金属製以外で50センチメートル以上のもの（３(4)イ(ア)ａ(b)古紙及び古布に該当するもの・３(4)イ(ウ)横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年９月横浜市条例第45号）第６条第３項の規定により排出された一般廃棄物並びに３(4)ウ横浜市が収集しないごみを除く。）	次のいずれかの方法による。 (1) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、指定された日の朝８時までに指定された場所へ排出 (2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、排出者自らが３(4)エに定める搬入先に搬入する		申込みの際に指定した日及び場所にて収集

※１　ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

※２　集積場所への排出のほか、この表の２から７までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地）内へ持ち込むことができる。

１項については、７月と８月の水曜日と木曜日に限り、排出者自らが、資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に持ち込むことができる。

１項及び２項（蛍光灯及び電球を除く。）については、資源循環局事務所に申し込み、排出者自らが、３(5)アに定める施設に搬入することができる。

６項については、排出者自らが、港南資源回収センターに持ち込むことができる。

※３　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）第２条第２項及び第３項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの）のこと。（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出）

(b)　古紙及び古布

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かい物は、紙袋又は半透明の袋に入れて排出）（※１）	※２
2	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れ、破れ、綿入れのものは除く。））	半透明の袋で排出（※１）	

※１　排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町 745 番地）内及び港南資源回収センターへ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※２　「ふれあい収集の利用者が排出する場合」、「繁華街の家

庭系ごみに事業系ごみが紛れてしまうことが想定される場所で、繁華街戸別収集を行う場所のうち、資源集団回収による回収ができない場合」及び「その他市長が必要と認める場合」には、指定した日時及び場所にて収集

(c) 小型家電

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	小型家電	電気、電池で作動する製品 （蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。）	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている回収ボックスへ排出 また、金属製の製品は3(4)イ(ｱ)a(a)7項小さな金属類として、その他の製品は3(4)イ(ｱ)a(a)1項燃やすごみとしても排出できる（パーソナルコンピューターを除く。）	随時

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック） (2) 布類 (3) 金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用）） (4) びん類	登録団体と登録業者との契約による	登録団体と登録業者との契約による（※）

※ 自然災害等の事情によりやむを得ない場合は、市長が収集を行うことができる。

(ｲ) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

	分別の区分	説明	排出場所	排出方法	収集運搬方法
1	資源化可能な古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス	排出事業者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書きに規定する専

		ミッ名筒、紙ん細類紙、、袋レ紙（にいののは） ペ（封書用せの紙装袋箱箸シュー）化な性も）。 ミ、スー、葉モ付等な包紙子りシダど源さ能る※く。） 紙、クパ刺、メ、紙か、、菓割、ッな資適可あ（除	(2) がす合分区応、イ載たま搬出該活行地排3⑺政の出」お排所てさ集所く ら搬場、のにて⑸記れ設運排当業を敷に（イ行収排法にて場し用る場除） 自運るは別分じ3にさ施でし事動う内出⑷a回「方欄い出と使れ積を。）	ッ一品に排 ミペをとし 、スーご別 紙クパ目分出	の一以用る（物」）の搬し業受廃業搬運搬 利な物（ら物。）運若出事を廃搬運集 生と棄専う。）集者託般運集収 再的廃「いをるはのた収が ら目般下とみすく者け物者
2	資源化可能な古紙以外	の分分な（記たを） この表の区さのにれ物。） 1項の属も表さ棄く。） 別にい別載廃除		棄入に 廃混ず 業をせ出 産物さ排た一物廃混以合いで、をせがい	自はを物にし業受廃業搬又資古るい分 者又みすら合区 事運物運搬の搬専場）若出事を廃搬運物たなすな区 出がら集者（う。）排委一集収廃別し能合の、 排ら専収業を扱るはのた収が業分化とそう 収業を限る。）排委一集収廃別可混れに く者け物者産は源紙およ

				物時さこいを事り処分る確るこで合出離いつむいあつでれがあはりで混合排出分なにやながか先されることで合はりでは混をにせとて得情、か先されこと実場のはない。	るし排出係いり限りすだのた項欄きにつ搬た書のこのこと。この法方しもはこない。運搬出だるてでは排出事業者の搬して排混合物を運搬混合物者は、本出合るの一般廃棄運搬すの及びの収許可をる市物及物産業廃物廃物業の収許可をしていなし物廃業のしてならば取得しなければならない。
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第９条の要件を満たし、規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）		３(4)イ(7)ａ行政回収の分別区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、３(4)イ(7)ａ行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出福祉関係事務所は指定された場所に排出	３(4)イ(7)ａ行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の半透明の袋に事業所名を明記し、事業と表示する。	３(4)イ(7)ａ行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※　資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感

熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ｳ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体（遺棄動物の死体に限る。）	－	電話申込みにより随時収集
不法投棄	－	毎日（日曜・休日・年末年始を除く。）収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物	排出者との取り決めによる	排出者との取り決めによる
地域清掃、その他	随時排出	随時収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物（条例第30条第1項関連）	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、ＦＲＰ船、パーソナルコンピューター（３(4)イ(7)ａ(c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く）、その他収集及び処	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理を行うこと。

	理に著しい支障を及ぼすもの	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入する。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入する。

エ　粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先（条例別表第1関連）

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合（排出者の委任を受けた一般廃棄物収集運搬業者が持ち込む場合を含む。）は、電話又はインターネットによる申込み後、次の施設に搬入するものとする。

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1

オ　横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ケ谷工場（※）	保土ケ谷区狩場町355番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先

神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1

※　一時休止（災害時等、緊急的な場合に限る。）

(5)　処理・処分計画

ア　家庭ごみ

(ｱ)　行政回収

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	保土ケ谷工場（※）	保土ケ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
	保土ケ谷ストックヤード	保土ケ谷区狩場町355番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443番地の1	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
乾電池	神明台ストックヤ	泉区池の谷3,949	

		ード	番地の1	
プラスチック製容器包装		民間処理施設		
缶・びん・ペットボトル		鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
小さな金属類		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町1,570番地の1	再使用
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1,570番地の1	資源化
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		保土ケ谷ストックヤード	保土ケ谷区狩場町355番地	

	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
古布	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・再使用
	保土ケ谷ストックヤード	保土ケ谷区狩場町355番地	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
小型家電	神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	資源化

※　一時休止（災害時等、緊急的な場合に限る。）

(ｲ)　資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ　事業系ごみ、一時多量ごみ

区分		搬入先		処理方法
		施設名	所在地	
資源化可能な古紙		専ら物（古紙に限る。）の処分を業として行う者の施設		資源化
資源化可能	専ら物（古紙を除く。）	当該専ら物のみの処分を業として行う者の施設		資源化
	木くず、生ごみ（※1）	一般廃棄物処分業者が運営する施設又はこの表の可燃性の廃棄物の搬入先		資源化又は焼却

な古紙以外	可燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。）	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		保土ケ谷工場（※２）	保土ケ谷区狩場町355番地	
		旭工場	旭区白根二丁目８番１号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目７番地の１	
		都筑工場	都筑区平台27番１号	
	一時多量ごみのうち、粗大ごみの規格（※３）に該当するもの	３(4)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化
	一時多量ごみのうち、小さな金属類（※４）、乾電池、スプレー缶、蛍光灯及び電球	神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の１	資源化
	不燃性の廃棄物（ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。）	南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧３番の１及び４番の１地先	埋立て

※１　ただし、資源化可能なものについては、一般廃棄物処分業者が運営する施設での資源化を推奨する。
※２　一時休止（災害時等、緊急的な場合に限る。）
※３　３(4)イ(ｱ)ａ(ａ)８項該当
※４　３(4)イ(ｱ)ａ(ａ)７項該当

ウ　その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）	処理方法

		施設名	所在地	
動物の死体（遺棄動物の死体に限る。）		鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
法投棄、横浜市建築物における不良な活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例第6条第3項の規定	缶、びん、ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
	一辺が30センチメートル未満の金属製品	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
	一辺が30センチメートル以上の金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1,570番地の1	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3,949番地の1	
	可燃性の廃棄物	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	

により排出された一般廃棄物、地域清掃、その他	不燃性の廃棄物	南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧３番の１及び４番の１地先	埋立て

４　し尿等処理実施計画

(1)　処理計画量

し尿・浄化槽等汚泥（単位：キロリットル）		
処理量		31,200
	し尿	6,200
	浄化槽等汚泥	25,000

(2)　平成30年度の主な取組

ア　し尿の収集運搬等

(ｱ)　し尿等の適切な処理（収集・運搬・処分）

・し尿を適正に収集運搬するため、し尿収集事務所の運営及び収集車両の維持管理を行う。

・市内でくみ取りしたし尿等について、し尿前処理施設で前処理した後、水再生センターへ圧送する。

・し尿等の適正な処理を行うため、施設の運営・維持管理を行う。

(ｲ)　浄化槽の設置審査や維持管理の指導等

・浄化槽によるし尿等の適正な処理や公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

(ｳ)　公衆トイレの維持管理

・ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、バリアフリー化や案内等の多言語化が求められている。市民や来街者が利用しやすい環境を整備するため、競技会場周辺や、多くの観光客が訪れるエリアの公衆トイレの改修を順次進める。平成30年度は市内５か所の公衆トイレの改修を行う。

・高齢化の進展や健康づくり等でウォーキングコース沿い

などにある公衆トイレの需要が高まってきているため、和便器の洋式化、照明のＬＥＤ化等の整備を進める。また、平成30年度は、区局連携促進事業により南区鶴巻橋公衆トイレの再整備を進めるほか、泉区深谷通信所跡地におけるトイレ整備の実施設計を行う。

(ｴ) 一般廃棄物収集運搬業の許可について（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり）

・現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。

イ 災害対策

災害時にトイレが使用できなくなった場合に備えて、地域防災拠点等へのくみ取り式仮設トイレの配備やトイレパックの備蓄を必要に応じて行うほか、下水直結式仮設トイレの配備も順次進めていく。

また、地域防災拠点で行われる防災訓練や地域のイベント等へ参加し、トイレパックの備蓄や使用方法、仮設トイレの使用方法について周知を図る。

(3) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月２回収集
	臨時収集：申請により収集（※）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集

※ 臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する。（手数料の徴収有）

(4) 処理・処分計画

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

別表

区分	品目
可燃性の	・特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化

廃棄物	法第２条第５項に規定するもの） ・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ 300 センチメートル以上のもの）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第２条に規定するもの）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの）
不燃性の廃棄物	・ＰＣＢが付着又は混入しているもの ・油分が付着又は混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるもの ・水中に投じて浮遊するもの ・毒物・劇物 ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・中空であるもの ・概ね30センチメートルを超えるもの